

第十五回国会 衆議院 通商産業委員會議録 第九号

昭和二十七年十二月十三日(土曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

理事 小金 義昭君 理事 高木吉之助君

理事 河野 金昇君 理事 今澄 勇君

理事 永井勝次郎君 大倉 三郎君

中嶋 國夫君 福井 順一君

宇田 耕一君 山手 満男君

伊藤卯四郎君 加藤 清二君

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

通商産業大臣 小笠原三九郎君

出席政府委員

(外務事務官)

黃田多喜夫君

(通商産業事務官)

小平 久雄君

(通商産業事務官)

石原 武夫君

(建設技官)

米田 正文君

(河川局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

十二月十三日

委員福田一君辞任につき、その補欠

として福井勇君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の會議に付した事件

電気及びガスに関する臨時措置に關

する法律案(内閣提出第三号)

貿易に関する件

○坪川委員長 これより會議を開きま

本日は先日引続き、電気及びガスに關する臨時措置に關する法律案の審査並びに貿易に關する件の調査を進めます。質疑の通告がありますから順次これを許します。伊藤卯四郎君。

○伊藤卯四郎委員 質問に入る前に委員長にお願いしておきたいのですが、一昨日私が小笠原通産大臣に質問をいたし、その他同僚と政府委員との質疑応答の全体を見まして、大臣初め政府委員の答弁ははなはだ不親切であるように存じます。従つてそういう不親切な答弁をされておるといふことであれば、十分理解が行き、納得するまでこの審議をしなければなりませんので、今提案され審議しておりますところの法案も、私は相当時間がかかることになると思ひます。そうすれば委員長は早く能率を上げたいという御希望に反する状態が起りますから、以後大臣初め政府委員の答弁に対しては、やはり信念を持つて親切に答弁されるよう委員長から特に政府側に要望しておいていただきたいということを申し上げておきます。

なお一昨日通産大臣に公益事業の意義と使命あるいはそのあり方というような点に対して何点か質問をいたしたのでありますが、大臣の答弁は私の聞こうとすることに少しもお答えになつておりません。従つてなお引続き本日二、三點質問をしなければならぬのはなはだ遺憾に思つておるのでございます。

大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、政府も今上程されております

この法案に対しては不十分であるといふことを説明の中で申しております。従つて不十分であるといふことであるならば、今後の公益事業のあり方というものに對して、これは根本的なものでないといふことを明らかにされておると思ふのであります。この法案の第一の目的とされておるのは、公益事業令には電気及びガスの使用者の利益を確保すること、公共の福祉を増進することを目的とするといふことが明確にされておるのであります。従つてこういう目的を達成するために出されておる法律案でありまして、私が一昨日から質問をしております本法案の目的でありまして公益事業に対する使用者の利益と公共の福祉を増進するといふことが、今後の政府の根本的な施策の上に明らかにされなければならぬと思ふのであります。その点が少しも明らかにされておられません。この公益事業令の目的を達成するために、政府は公益事業に對してどのような方針を持つておられるのか、この点を大臣から明確にお答え願ひたいと思ふのであります。

○小笠原通産大臣 ただいま不十分といふお言葉がございましたが、だれかそう申したのかも知れませんが、多分それはこういう意味ではなかつたかと思ひます。今お願いしておる法案は一時的なものでありまして、ポツダム政令が現在廃止されておりますので、臨時にこれを出しておるのであります。今後審議會等へ諮りまして、恒久的ななりつばなものをにつくりたいといふ

ことで、臨時という意味でそういうことを申し上げたのじやないかと思ひます。ただいま伊藤さんのお話の点につきましては、公益事業令の最初にありますが、公共の福祉を増進するのとが目的になつておることはもちろんでございます。私が最初に申し上げた通り、電気事業は国家経済の振興及び国民生活の安定上非常に重要な事業であり、従つて公益事業といたしまして公共の利益に奉仕すべき使命を持つておりますことは申すまでもございせん。しかし伊藤さんも御承知のように、今の電気事業は純粋な民間事業として営まれておるのでありますから、従つて電気事業の公益性と民間事業である私益性の調和をはかりまして、私企業としての経営の自由は尊重して行くが、しかしその運営が公共の利益に適合するような規制を加えて参る、こういう必要を考へてこの法案が提出されておる次第でございます。

○伊藤卯四郎委員 今の御答弁で、次に根本的なものをつくらうとされておる点は明らかになりました。そこで私益性と公益性の調和の問題を言われておるのでありますが、私は今の電気会社は一般需用家に臨んでいる態度、あるいはそれに対する政府の方針というものは非常に片手落ちのように思ひます。というのはいくつかの例をあげますならば、度量衡のようなものは、政府のきわめて厳重な監督のもとに置かれております独占的な事業でございますが、これらのものはある目方を少しでもごまかせば非常な罰を受けることになつております。しかも産業、経済、国民生活に重大な影響を持つところのこの電気事業に對しては、あまりにも電力会社のみが一方的に保護されておるように思ひます。たとえば国民の犠牲の上に、国家の保護、助成はされておりますが、さて一たび電気会社が電圧を下げる、あるいは今日行われておるストライキなどを見ましても、中小企業などはほとんど仕事が出来なくなつております。しかも来るべき年末は実に不安な深刻なる状態で新しい年を迎えようとしております。なおまた家庭などにおいては、ラジオも聞けない、電気は一時間おきに消えて、新聞も読めないといふこの深刻な状態を大臣は御承知であるか。そういう深刻な状態になつておりますけれども、これらの迷惑、損害を受けておる一般需用家といふものを保護し、あるいは補償する何ものもありません。ところが事業家の方は、消費者の方がたまを少し大きいものをつけておつたとか、あるいは何かかつてなことをしておつたとかすると、ただちに六箇月さかのぼつて追加金をとるとか、罰金をとるとか、いろいろなことをやつております。この片手落ちの点に對してどのようにお考えになつておるか。つまり大臣が言われるように、半分々々、その中間を行くつもりであると思はれるならば、少くとも電気の使用に對しての補償保護といふものがされなければならぬが、それを少しもいたしてない。今後この法律を扱われる上において、一体どのように

と申す。今上程されておる法律案は、恒久的ななりつばなものをにつくりたいといふ

と申す。今上程されておる法律案は、恒久的ななりつばなものをにつくりたいといふ

して片手落ちにならないようなことをされようとするのか。そういう点を明らかにされないと、私は消費者が納得できないと思うのであります。

○小笠原国務大臣 電気事業者と電気使用者との間に結ばれておる供給規定につきましても、これは認可制になつておりまして、需用者の利益は考慮されておるのであります。たとえて申しますと、電気の使用を制限した場合、料金の割引をする旨が規定をされておりました。また電気使用者の受けた損害に對しまして、その原因が不可抗力による場合は損害賠償が規定されておりました。必ずしも電気事業者の一方的な供給を認めておる次第でないことは、これも明らかであると思ひます。しかし具体的な事項につきましても、今後さらに検討いたしまして、改善すべきものはすみやかに改善する措置をとりたい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 大臣の御答弁を伺つておると、需用家の方も保護されておるような意味のことを言われておりますが、ここに局長もおられるが、たとえば今日のごとき迷惑損害を受けておつても、これらはほとんど泣き入りになつておる。そういう点に對して、需用家が電力会社の与えた損害迷惑に對して補償を受けたという具体的なことがあつたら政府委員からお伺いしたい。

○石原(武)政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、たとえば今回のように一般に停電をいたしております際に、ただいま大臣からお話がありましたように、供給規定の定めるところによりまして、一定率の割引をするとい

うことは自動的に行われる。今回のような場合には、かような規定から行きましますので、その範囲におきましては補償ということはあると思ひます。当然ある幾分かの料率の割引を行います。これはたとえば定額の場合におきましても同様でございます。

さらにそれ以外に、いろいろ電気事業者が需用者に迷惑をかけた場合、現実に補償したことがあるかというお尋ねでございますが、これはちよつと私調べてありませんので、調べましてお答えいたしたいと思います。

○伊藤(卯)委員 なお局長にお伺いしますと、今局長の御答弁を伺つておると、たとへば今度のようなことで相当迷惑をかけた者に対しては、当然電力会社はその補償をすべきであるというような意味のことを言つておられますが、そうすれば、定額需用家などは全消費家の半数以上になつておるのでございまして、おのずから時間的にも日数的にも計算が明らかになりますから、そういうものに対しては、当然需用家が電力会社に損害を請求するといふことを政府の方でもお認めになつておられると解釈してよろしうござい

ますか。

○石原(武)政府委員 お答えをいたします。ただいま申しましたのは、最近のうちに一般家庭にまで停電が及ぶ場合において、たとえて申しますと、定額では月幾らと定まつておりますが、一月のうち夜間電気を供給すべき点燈時間において、一日について通算して一時間以上も電気の供給をとめますと、一日につき定額料金の百分の二を差引くことになつております。ただ通常の日においても、いろいろ工事をす

るといふようなことで、初めの二日間分については、免責規定があります。それを越して停電が一日につき通算して一時間以上行なれますと、月ぎめできまつておる額に對して、一日について百分の二を割引くという規定になつております。今私が申しましたのは、供給規定に基いてきよな措置が当然従来からきまつておるということでありまして、それが損害賠償に當るかどうかというところは、これは供給規定による当然の割引なのでございまして、趣旨からいへばきよな趣旨になるかと思ひますが、損害賠償ということではないのであります。

○伊藤(卯)委員 そういたしますと、今非常に国民が迷惑を受けていることは、局長も御承知の通りであります。そうすればこれはきよめて時間的にも明らかでございますから、政府の方から、電力会社に対して、従来はお前たちはそういうことをやつておらないやうであるが、今度はこの迷惑に對して送電しなかつた分に對しては、必ず料金を差引いてやるべきであるといふこの通知をされる必要があると思ひますが、そういう点に對してはどうであるか。さらに需用家はこれを知らないために、電力会社に一方的に泣き入りさせられておるから、国民に對しても、今後こういう場合にはこのようにさせることが妥当であるという点をお知らせになるという、両方面に對するそういう扱いを政府はされるお考えであるかどうか。この点をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○石原(武)政府委員 ただいま私が申しましたのは、例を定額電燈にとりましたが、従量の場合におきましても同

じような趣旨の規定がございします。ただ従量におきましては、当然電気料金に使用料が減りますから、その分は自動的に電氣を使ひませんから料金は少なくなりまします。定額の分については基礎的な部分がありますので、その部分についてはやはりある一定の割引をする。供給規定に定まつております範囲内につきましては、電力会社が料金を徴収する場合に、その規定によらずに不当に料金をとることはないと考えております。ただ今お話をございしましたので、もしきよな御心配もあるといふことでございしますれば、われわれの方として、電力会社に対して、特にきよなストライキの関係もありましますので、きよな供給規定に基いて割引は必ず執行するように十分注意をすることにいたしたい。なお今需用家といふことでございしましたが、これはどういふ方法でいたしたいですか、いろいろ需用家も多しと思ひますが、その方法については適正な方法があればそれでやりたいと思ひますが、よく研究をさせていたいただきたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 政府委員に對する質問は後日に譲ります。なお他の同僚等の質問がございしますし、大臣の時間等に対する質問をもう一点ばかりいたしたいと思ひます。今後この公益事業の運営に對しては、需用家に絶対にこの迷惑をかけない、損害を与えないといふような点を、私は公益事業の立て方の上において政府は考える必要があると思ひます。この点をどういふようにお考えになつておるか。さらに公益事業である場合に、大臣

はその私益と公益の中間どこを調和して行くつもりであるという意味の御答弁をされておるようでありまして、公益である以上私は公益が優先すると思ひますが、政府はそのウェイトを一体どこに置いて公益事業の今後のあり方をきめて行かれようとするのか、この点をひとつお伺いしたい。

○小笠原国務大臣 私が前に申し上げましたように、この公益性と私益性の調整される点は伊藤さん必ずあります。やはりその調整といふことを基本原則として行くべきであつて、これにどれだけのウェイトをつけるというのでは最初からかえつて調整がむづかしくなるのではないかと思ひますので、今申し上げたように漠然たる言葉であります。やはり両者の調整を基本原則とするといふふうに申し上げることが実情に合うのではないかと考えるのであります。

さらに、ただいまいろいろお話がございまして、公益事業等ですつと使ひました結果、実情に即さないと思はれる点等もあらうと存じますので、私正直に申し上げますと実はまだ詳しく調べておることもないのです。が、これらにも十分検討を加えます。いづれにいたしましても、この法案で設置されます法令改正審議会には、各方面の有識者の御意見を十分に取入れて御期待に沿うような結論を得たい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 最初の点に對して御答弁がなかつたのでございしますが、最後の一点に質問を限りたいと思ひます。この際大臣の信念として御答

弁を願いたいと思うのでございますが、公益事業で電気などは、特に産業、国民生活の血液とも言ふべき重大な使命を持つておるのでございまして、これらの事業に對して今後需用家である国民に絶対に損害と迷惑をかけるまい、その運営の方法をこうしてやらすというお考えがあれば、その点を後日のために私は明確に伺つておきたいと思ひます。

さらに先般、一週間ほど前になりましたが、私が本会議で電産、炭労のストに對して早期解決をせなければ日本産業、国民生活の上に重大なる影響を与えるということを深刻な氣持で質問をいたしましたところが大に、私どもが深刻なほどには深刻にお考えになつておられないように私は思つておりますが、一たびあなたが工場街であるとか、あるいは年末のこの差迫る国民生活の中に深く入られたならば、おそれく私はこれがいかに深刻であり、責任大臣としてこれでは相済みぬというお考えを持たれると思ひます。そこでその際、中労委委員長の方でこの争議が解決されると自分では思つておるといふやうな意味の御答弁を、相当確信を持つてされた。一週間前に、この争議は近く解決するから安心せよといふやうな意味の御答弁であつたのであります。ところが一週間たちましたけれども、安心どころではなくてだん／＼深刻であります。御承知の通りに炭労ストも解決せずして、この十七日が過ぎれば保安委員総引揚げをするといふことであらうなれば、炭鉱はいよいよ／＼つぶれてしまひます。おそろくあと復旧して石炭を出すには、三箇月も六箇月もかかるということになつてしま

まいしよう。さらに電気もこの二十日から八〇％——ほとんどと言つてもよろしいくらいに電気を停電してしまふといふことを宣言いたしてあります。このまま放任しておきますならば、私はこの年末にあつていよいよ／＼もつて独立日本は暗黒なる状態に陥らざるを得ないと思つておりますが、一週間前の大臣の御答弁、それに反して今日さらには深刻さを加えておるが、産業、経済の責任大臣として、これらの深刻なる問題をどのように解決しようといふことを内閣の間でお話しをされて、その方針をきめられようとしておるかを、この際不安なる国民に答へる意味で私は御答弁を願ひたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 最初にお話のございました将来の電氣事業に對する監督と申しますか、いわゆる公益性と私益性の調和について、なお電力会社に對する監督等に十分な点があると思はれます。またこういう事柄につきましても今の法令改正審議會等で十分検討を加えていただきまして、十分なる監督をして、公益性を強く反映させたいと考えておる次第でございます。現在もいろいろ／＼な監督規定があります。これは伊藤さんよく御承知の通りであります。しかしさらに実情に基きまして十分なる監督規定等を加える必要がございますれば、さうにぜひとりはからいたいと考えております。

なお先般の電産ストあるいは炭労ストの問題についての御質問に對して私がお答えいたしましたのは、当時中労委側においては自信を持つてこれに當つておられるということに申し上げま

したが、これでもう近く解決するから国民は安心しろとは少しも申し上げたことがないことは、伊藤さんよく御承知の通りであります。しかしながら、いかにも電産ストなり炭労ストなりの影響は深刻でありますので、お説の通り私は産業行政、所管行政の責任者としてまことに憂慮いたしておるところでございます。中労委を初めとして関係各省とも緊密な連絡をとりまして、すでに一方、経営者側では承知している点もあるでありますから、勞使互譲による現状の紛争の打開に誠意を持つて當つておるつもりでございます。またこれの一日も早くらんことを心から願ひたいと思ひます。しかし、なるべく早くということですから、スト側においても、国民及び国民経済に及ぼす大きな影響をよくお考えになつて、一日も早く良識ある結論に到達せられんことを心から願ひたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 念願されておることはよくわかりますが、事實はその念願がなか／＼届かない現実にございします。そこで私は、これは希望意見になろうかと思ひますが、このままに放任しておかれてはなか／＼解決の見通しはございしません。従つて経済関係の責任大臣として、これでは日本の産業経済はつぶれてしまふから、このまま放任することはできない。そこで内閣として、政府としてお働きかけになることはもちろんであるが、矢面に立てないといふれば、中山中労委委員長を頼むしていま一度勞使双方の中にさらに立ち入つて、この二つの問題をすみやかに解決するように努力する、政府として中

山会長を再度このあつせんに立たしめるようにおやりになる以外には適當な道はなからうといふふうにも私は考へるのであるが、そういう点に對しても一言お答えを願ひたい。

さらに憂慮する問題でございますが、お伺ひしておきたいのは、この経営者と労働組合の関係を従来と同じよるうな対立状態のままでいつてもストライキのやれる、また経営者も私的事業として対立するようになつて今後勞使関係を置かれるつもりであるか、あるいは公益事業であるからして、国民に對する過度の迷惑、損害を与えておるこの深刻なる状態にかんがみて、今後の電氣事業における勞使関係は共同責任をもつて公益事業の使命を全うするやうな勞使関係の状態をつくらうか。この二つの点は非常に今後の面に重大であると思ひますから、産業経済をつかさどられる大臣として、この点に對する今後の方針なり信念なりを承つておきたいのであります。

○小笠原國務大臣 伊藤さんが最初お断りになりましたように、これは自分の希望だといふお話でございまして、御意見の点はよく承つておきます。よく御意見の点を承つておきますが、私どもも産業所管行政の責任者として、政府の一員として十分この問題に手を尽してはおりますけれども、直接担当者ではございませんので、勞使の紛争の問題に私自身として立ち入る権限を持つておりません。従ひましてさつき申し上げましたように、これらの関係各省と緊密な連絡をとつて紛争解決の一日もすみやかならんことに努めておる次第であります。

なお次の問題につきましては、御意見をよく私も承りましたから、さつき申しました法令改正審議會等の場合によくこれらの点を加へまして、将来に善処して参りたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 他の同僚議員の質問の時間等もございしますので、私の質問は後日に留保するといひまして、本日はこの程度にいたしておきたいと思ひます。

○坪川委員長 永井君。

○永井委員 大臣に對してお尋ねいたします。政府が先般電力会社の分割にあたりまして、良質、豊富、低廉に電力を供給するためにこのことを行ふんだという言明をしておるのであります。その後料金状況はどうかといへば、各会社間における違いというものがあるが漸次大きくなつて来て、低廉、豊富どころではなくなつて、非常にそれと逆の方向に動いておる。この過去の具體的な実績の上に立つて、今後改正審議會を持たれる場合にどのような方向で過去の実績を生かして行こうとされておるのであるか、過去の実績に對して、政府は最初の声明に對してどのような責任をお感じになつておるのであるか。この点を明らかにしていただきたい。

○小笠原國務大臣 私どもは電氣事業再編成令の趣旨に基きまして、やはり独立の事業会社を確立して公共の利益のためにいふことを考えておる次第でございます。

○永井委員 公共の利益のためにはわかるのであります。公共の利益のために、具体的に言へば、電力の良質、豊富、低廉ということが約束されておるわけでありまして、それがどのような

状態になつてゐるか、具体的な事実に対して政府はどのようにお考えになり、それと背反してゐる面に対して政府はどのような責任を感じになつておられるのであるか。こういうことであります。

○小笠原国務大臣 私はそういう約束があるかどうか、実はまだ率直に申し上げますと、存じません。電力会社が再編成されて出されたばかりでございますので、多少遺憾の点があるかと存じます。

○永井委員 これは新しい発足でありますから、その過程において出発から百パーセント完全な状態というものができないことは認めるのであります。が、少くともその目標としておるところに近づきつつあるのか、それと反対の方向に動いてゐるのか。おれ／＼はこのことが重要な問題であると思ふのであります。たとえば電気料金の場合、水火力調整は暫定的な措置として日限を限つてこれを行ひ、漸次価格差をなくして行くということを言明されておられるが、各会社間における価格差というものは漸次ますます／＼大きくなつて来てゐる、こういう具体的な相違に対してどのようにお考えになつておるか。

○小笠原国務大臣 当時の事情をよく知つてゐる公益事業局長に説明させます。

○石原(武)政府委員 ただいま大臣からお話がありました再編成当時の事情は私は詳しくは存じませんが、その後実績といつてしまつて、お示しの通りに、地域差が拡大をいたしてあります。それは公益事業委員会当時でございますが、料金改訂をされましたと

きに、地域差調整金を漸減して行くという方針をとつておられます。大体五年くらいで地域差調整金はやめよう、従つて料金改訂がある際には水火力調整金の絶対額を順次減らして行く、大体二割くらい減らして行くという方針で水火力調整金が減額されました結果、本年五月の料金改訂におきまして、地域差が従来よりも開いたわけでありまして、これはお話の通り、事実だと思ひます。

なお再編成令当時に順次地域差調整金をなくして行く、各地の地域差も減少して行くという御説明があつたことは、私もあつたやうに聞いております。ただその当時の御趣意は、私が承知している範囲におきましては、順次電源開発をいたして参りまして、火力地帯における水力が開発され、従つて火力地帯の料金は總体的には下つて行く、従つて水火力地帯との差は順次縮まつて行くだろう、こういう見通しであつたやうに伺つてゐるのであります。ところが現状におきましては、それほどまだ新しい水力が火力地帯にできておりません実情でございますし、それに加えて、それと相反したと申ししますか、水火力調整金の方は／＼／＼減らして行くという方式でありました結果、今のようになつてゐるのが実情であります。

しからば通産省として今後どう考えるかという問題でございますが、これは上司ともよく相談いたして決定しなければならぬのであります。そこで私見として申し上げますが、私たちが通産省といつてしまつて、電力事業の仕事を引き継いで以来、その問題を研究しておりますが、当初の趣意のよう

に、水火力資源が開発されて、水火力調整金が漸減して参りまして、地域差が縮まつて行くということであらう、水火力調整金を漸次撤廃する方向に向けることはけつ／＼かと思ひます。が、水火力調整金を減額するに急ぐあまりに、さらに地域差が広がるというところは、産業上適切でないのではないかと、さういふふうに考へております。

○永井委員 そういたしますと、地域差をなくして行くというところは、新たに水火力発電所の機構を起して、格差をなくして行くという計画がその内容になつてゐた。そうすれば、水火力発電の新たな出力が追加されない限り、水火力調整金は昭和三十一年でありまして、それに限つてこれを行つて言つていたのを、さらにそれらの水火力発電の機構と相まつて、これを延長して行く。そして漸次格差をなくして行くというのが政府の基本態度である。あるいは価格差ができて来るのは当然やむを得ないものだから、一定の昭和三十一年の期限が来たら、水火力調整金をとらないで、自由に投げつければなしにしてやるのだというお考えなのか、その基本的な料金に対する態度を明らかにしていただきたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 ただいま申しましたように、再編成の趣意から申しますと、水火力調整金は五箇年なら五箇年、できるだけ早い期間になくして行くというのが少くとも当時の趣意であつたやうに私は伺つております。従つてその趣意から申しますと、たとえは今お話のような時期にそれを撤廃する、なくしてしまふということが当時の趣意かと思ひますが、一方それによる影響が産業面におきましても非常に

大きいのでございます。先ほど私見として申し上げたわけでございますが、水火力調整金の問題は、やはりそれによつて地域差がどの程度になるかというところを見合つて、順次きよな方向に持つて行くべきであるというふうに私は考へてゐるわけでありまして。

なおこれは今回の法律を改正いたします審議会等におきましても、当然今後の水火力調整金は規定にも入つておりますので、これをどうすべきかというところは十分御審議を願つて、その上で最終的にはきまるものかと思つておりますが、一応今お尋ねがありましたので、私見としては当然予想されてゐる、三十一年になくすということには困難ではないかというふうに考へております。

○永井委員 そうしますと、各会社間における電気料金の価格差をなくするのだ、均一料金の実行ということを中心として考へてゐるのだ、かように了承してよろしうございませうか。

○石原(武)政府委員 ただいま私が申しましたのは、今後さらに地域差を拡大するやうな措置は適当でないということとを申し上げたのであります。現在ある程度相当の地域差がありまして、従つて価格差があるわけでございますが、これを統一の料金にするというのを申し上げたわけにはありません。私も今逆にその統一の料金にするというところを考へてゐるわけではありませう。

得ないといふことが言われてゐるのであります。ただいまの話であると、水火力調整金が新たにできれば、この電気料金の地域的価格差はなくなるのだ。こういうことが内容になつております。そして料金の価格差をなくすることが大体基本的な態度のようである。ところが政府の期待してゐる唯一の水火力発電ができて、その価格差を埋めることにはならないのだ、過去の実績からいつて価格差は漸次大きくなつて来ている。これをはずせばさらに大きくなつて来る、こういうことであります。が、その間をもつと明確に基本的な態度は各会社間の料金の価格差をなくすることが基本的な態度なのか、これは五箇年なら五箇年という期限を切つて水火力調整金をとつてゐるのだ。その期限が来ればさういふ価格差をなくすという考へはあるけれども、出て来た現実に対しては投げつければなしでもさしつかえないといふのか、その点をもつと明確にしていただきたい。基本的な態度と現われて来た事実に対してどういうように対処して行こうとするのか、その点をもつと明確にしていただきたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 ただいまお話がありましたように、新たに水火力を開発いたしましたように、既存の水火力に比べればもとより相当高いものになることは当然でございます。私が先ほど申しました公益事業委員会当時、あるいは再編成当時に水火力調整金をなくして行くというのだから、やはり地域差も縮まつて行くのだというお考えであつたやうに伺つておつた理由は、火力地帯に水火力が開発されては火力発電にかかわつて新規の水火力ができました場合におい

ては、新規の水力といえども火力よりは安い。こういうことで總体的に火力地帯に相当規模の水力ができたところからいって、水力地帯との開きがつきにおいては、水力地帯との開きが縮まるのではないかと考えてあつたろうというのを申し上げたのであります。ただこれはなお相当数年先のことでございまして、今の開発計画によりまして、どの程度の年次のときに、今申しましたような形になるかどうかといふことは、十分今度検討してみなければならぬと思ひます。はたして火力地帯の水力が相当開発されて、従つて現在の水力及び火力両地帯間の価格差がどの程度縮まるかといふことは、今後の計画の実現、その他コスト等計算しなければならぬのであります。そこで今基本的な態度はどうかといふお尋ねであります。これは水力調整金制度自身を今後の恒久立法でどう扱うかといふときに、さらに十分各方面の御意見を伺つて検討しなければならぬ問題だといふことは、先ほど申し上げた通りであります。私はいまだいまお尋ねのように、当初のうちに五年たてば水力調整金は全廃するのだ、その結果地域差がいかに広まるかと、その結果はどうなるかと関係なしに、五年なら五年の間に水力調整金は全廃するといふだけではいけないので、その影響も十分考慮いたしまして、その上でいつ水力調整金をやめるか、あるいはさらに存続すべきかは決定しなければならぬであらう、こういうふうに考えておるのであります。

○永井委員 私がこの料金の問題をお尋ねいたしますのは、料金そのものの中に一つの矛盾を持つてゐる。その矛

盾を押し切らうとしてゐるところにいろいろなさるに拡大された矛盾が具体的に現れて来る。これに對処する方針といふものが、この問題に對する基本的な態度を左右するところのキー・ポイントだと考へるものであります。価格差ができて行く各事業会社は、企業の自主性といふものを強調する。そうすれば利益をあげてゐる会社は、四国なり、北海道なり、利潤の悪いところの会社にマイナスされてプールのことをいふことは反對して来るのであります。従つて各会社間における調整という問題が、相当今後はむずかしい問題になつて来る。その場合には政府の電氣事業に對する公益性の問題の態度の持ち方によつて、これらの問題の處理の仕方が根本的にかわつて来ると思へるのであります。従つて会社としては政府の統制に對しましてはレギュレーターの限界においては、これは受けなければならないけれども、大体企業といふものは自主性を持つて利潤を追求するものなのだ、それに対して政府の統制を受けるといふことは反對であるといふ今度の政審議會に對する業者の態度も、そういう態度をもつて臨もうとせられてゐる。そこで政府がいかに公益性を強調いたしましても、これらの問題と衝突いたしましても、これらの國民の側に立つて、國民の公益の立場に立つて政府はこれらの問題を強く調整して行くのか、会社の企業の自主性を尊重し、利潤追求という立場より支援して行くのか、ここにおいて伊藤委員に先ほどお答えになりましたけれども、それをいくばく調整するといつても、具体的に調整できない面に衝突して来る。従つてこの料金の問題に對し

て政府の基本的な態度がきまらなければ、公益性の強調といふものはわれわれは具体的に了承できない、こういうことになるのであります。従つてこの料金の現在持つてゐる矛盾を基本的に調整して行くのか、あるいは各企業間の自主性をより強調して、この価格差を放任するといふような方向へ持つて行くのか、この点を私はお聞きしたい。

○石原(武)政府委員 先ほど来お尋ね

がありまして、価格差につきましての考え方は一応申し上げたわけでありまして、それと料金との関係について今お尋ねがございましたが、料金は御承知のように各社別につくつておりまして、現在では水力調整金を水力から火力に出して補うという形になつておりますが、その計画を料金に織り込んで認めておるわけでございます。従いましていただいたお話のように、電力事業の方面から言へば、まづたく獨立採算という趣旨からいたしまして、そういうものは早くやめてくれといふような希望があるといふことは、一応私もさうな希望もあるかと思ひますが、ただ今の料金制度をとつております以上、会社の利益と申しますか、利潤につきましまして、そういう調整金制度をとれば、当然これは原価に織り込んでおきますので、会社の直接利益の方には、水力調整金の制度をとらうとすると、影響はないと思ひます。ただ当該地方の需用家の方々から、お考えになりますと、水力地帯で元来自分のところは安い電力が供給を受けられるにもかかわらず、他地区の料金をカバーするために、水力地帯の料金が割高になるという結果にな

るのであります。従つて料金の調整という問題については、電力会社よりもむしろ当該地方の需用家の方に御意見があると思ひます。そこでなか／＼困難な問題と思ひますが、政府なりあるいは法律といつてしまつて、きよな水力料金金の調整をやるということが適當であるという結論になりますれば、電力会社といつてしまつては、別にそれによつて利益が左右されるというのではないかと考へております。

○小笠原国務大臣 価格差の問題は今の実情から出てゐる問題でございますけれども、しかしでき得るだけ、この価格差が少くなることは、私も希望してゐる点であり、そう持つて行くべきであるが、なお電氣料金によつて産業構造に大きな影響があることはお話の通りであると存じますが、これらの点につきましましては、そのほかにも何と申しますか、あるいは海に面したところとか、山に面したところとか、あるいは氣候の暑いところ、寒いところというふうなことによつていろいろ産業構造が違ひますので、それと同じような意味合いにおきまして、どこもかしこも産業構造を同じようにするといふことは、これは實際むずかしい問題ではないかと思ひます。これはよくおわかりのことだと思ひます。

○永井委員 たとえば電氣料金の地域差がここに強く出て来るとすれば、産業構造がかわつて来なくちやいけません。電力を使う企業といふものは、電力の安いところに集中され、電力の高いところには企業といふものは起り得ない、こういう条件が、漸次出て来るわけでありまして、従つて今後の企業について、政府の料金政策に對する態度といふもので、いろいろ考へて行かなければならぬ問題があると思ひます。従つて料金制度における基本的な態度といふものの原則は、一応政府から打出されて、それを調整して行く方向と、あるいはそれを地域差を承認する方向、こういうことがわれわれはこの問題を審議するにあたりまして、基本的な態度として考へて行かなければならぬ問題であります。たとえば内部の問題におきまして、電氣料金の中の現行の取扱ひの面におきまして、たとえば日本の電氣料金は、アメリカ等に比して割合に安いのであります。それにいたしまして、たとえば二十キロあるいは四十キロといふものの東京電力と、アメリカの電力料金を比較いたしますと、アメリカの方がずっと高い。しかし大

口の方になつて来ると、その価格差がだん／＼縮まつて来てゐる、こういう状況であります。従つて大口と一般電燈、小口消費者との負担分においても、非常にこれは問題があると思ひます。それらの点について政府は一体電氣料金の価格差を——いつかいつまでもありますが、そういう産業構造の將來に對しても大きな影響のある問題でありますから、大臣からこれらの問題に對して、どういふふうなこれを受取つて行くのであるかを伺いたいと思ひます。

○永井委員 会社の方では、大口電力は公益事業の公益性のわく内ではございません。従つて公益性からはずして適正価格を定めたいという意向のように聞いているのであります。この大口電力消費を公益のわく外にはずすお考えがあるかどうか伺いたい。

○小笠原國務大臣 そういふ話は私も聞いております。これはいわば純粋な営業上の問題だから、これはわくをはずしてもいいではないかという事は聞いております。しかし私もまだ十分それに対する検討ができておりませんし、やはり現在のところでは公益事業であるという建前からこれをはずすという考えは持つていない次第であります。後日本案による審議会等ができました、これははずした方がいいではないかというふうな結論が得られました場合には、その結論は尊重したいというふうに考えております。

○永井委員 大臣にお尋ねいたしますが、電力行政の監督権を強めて行くか、弱めて行くか、将来改正審議会において議論になるのでありまして、ようが、事業の公益性を確立するためには、政府の監督権がさらに強化されなければならぬと考えているのであります。地域独占を認める以上は、それに付随するところの会社に対する義務履行についての監督権というものが、どこかに確立されなければならぬ。公益性の事業である限りにおいては、政府がその監督権を強化して行くという事は当然であると考へます。その点についての大臣の態度を伺いたしたいと思います。

○小笠原國務大臣 先ほどもお答え申し上げました通り、今の電気事業は民間事業でありますので、つまり私企業としての経営の自由は尊重いたしますけれども、しかし御指摘のごとく大きな公益事業でありますから、公益性の点から現在でもいろいろ多岐にわたつて監督規定ができておりましたし、また聴聞制度などを通して電力会社が公

共の利益に奉仕するようにいたしていただくべきですが、さらに公益事業令に基きましての過去のいわゆる実績と申しますか、そういうものをよく取調べまして、また将来審議会等にお諮りをいたしまして、協議する必要があると思います。

○永井委員 四国における住友の問題をどういうふうにお取上げになるか、これをどういうふうにな度取扱つて行くか、この点をひとつ伺いたい。

○石原(武)政府委員 住友の共同火力と申しますか、あの会社のことだろうと思ひますが、われ／＼といたしましては、現在は別にあの会社をどうこうという考えはございませんので、四国電力とともにあの地域における電力供給事業として認めていいのではないかと申します。従つて四国電力で新たに一地点の開発をするともに、住友におきましても適当な地点があれば開発をさらにあの会社にやらせるのもさしつかえないというふうに考へます。

○永井委員 次に公益事業令の罰則の点であります。第八十五條、第八十六條といふものは、正しい労働運動に対する弾圧の条項ではないかと考へるのであります。従来労働組合の正規な運動に対してこれが適用されて、檢察当局、裁判所においてこれが免訴になり、あるいは、会社側が敗訴になるといつた事例がたくさんあります。これらの立法の趣旨が正規な労働運動に対する適用の範囲外であるにもかかわらず、拡大解釈をして、この条文の取扱ひにおいて、あるいは今後の改正において、このような取扱ひをされるとするならば、これらについても相当明

確な規定を加えなければならぬと考へております。従つてこれらに対する過去の取扱ひについての反省と、この条文に対する当局の取扱ひの態度がどこにあるのか、それを明確にしたい。

○小笠原國務大臣 今の御質問の第八十五條の条文につきましては、私どもの承知しておりますところでは、これは一般的な規定でありまして、ストを目的としたものではございませんが、しかしストにいたしたとしても、いわゆるケース・バイ・ケースで、それに当てはまるものも出て来る場合があるかと考へておる次第であります。

○今澄委員 ちやうど河川局長がお見えになりましたので、私は永井委員の質問に関連して、電気事業について、当通産委員会がこの臨時措置法を審議するにあつて、建設、通産両部面に関連のあることについて二、三簡単に伺ひをしておきたいと思ひます。私は現在建設大臣の傘下にある水利権の問題、並びに経済安定委員会が追究してあります只見川の電源に関する問題等については、時をあらためて詳細な御質問を申し上げたいのでありますが、とりあえず通産大臣並びに河川局長に伺ひたい。旧公益事業令五十九條によると、発電水力の申請のあつた場合は、建設大臣が公益事業委員会と協議の後許可することになつておりますが、問題になつております只見川については、公益事業委員会への照会月日がいづで、公益事業委員会から返答がどのようにあつたか。通産大臣への引継ぎなどはどういうふうな経過をたどつておるかというのを、通産大臣、河川局長、並びに公益事業局長か

らこの際明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 公益事業令五十九條の關係の今の御尋ねは、本名、上田の件と思ひますが、本名、上田につきましては、当時公益事業委員会に福島県から稟向が出ておりました。公益事業委員会は本年七月末まででありましたが、その間には何らの処分もしてありません。その間の書類も通産省に引継がれております。通産省といたしましては、その前七月二十五日に行われまして、水利権に関する閣議決定に基きまして、八月になりましてから福島県に知事に、八月四日建設省から福島県に出しておられる回答と同様の回答を出してあります。

○今澄委員 そこで私は関連質問であります。いろいろの追及はあとまわしにいたしまして、もう一点だけお聞きしておきますが、只見川の開発は当通産委員会としてはまことに重大な関心を持つべき、この法案審議のためにも大きな材料であります。再編成当時只見川の水利権を電力会社に処分するにあたり、只見川水利権の所有権は東京電力、その資料と調査費が東北電力に分割帰属したのは、公益事業委員会が共同開発をねらつていたものと思ひますが、これを引継がれた公益事業局としては一体どういうふうな考へを持たれておるか。この只見川の本名、上田の問題の紛争は、今後公益事業局としてはどういうふうな解決しようとしておるか、これらの問題について水利権の關係もありまして、河川局長並びに建設大臣の御答弁を

要求いたします。

○石原(武)政府委員 ただいま只見川の開発についてお話がありました。公益事業委員会の当時のお考えは、私は正確に存じませんが、今今澄委員がお話のように公益事業委員会は、少くとも再編成当時におきましては、将来只見川の開発は東京と東北と共同でやるという考へであつたように私も存じます。そこで通産省になつてから、只見川の開発をいかに考へるかというお話でございますが、只見川の中流、上流地点につきましては、先般国会を通りました電源開発促進法によりまして、電源開発株式会社が開発することになつておりますので、原則としては、開発会社にあの地点は今後政府として開発せしむべき地点だというふうに考へております。ただ本名、上田の地点につきましては、七月二十五日に、水利権の処置に伴ひまして早急に東北電力会社に開発させるというふうな趣旨の閣議決定がございましたので、通産省といたしましては、その閣議決定の趣旨に基きまして、以後公益事業令による手続を進めまして、九月二十六日に東北電力に両地点の公益事業令の許可をいたしております。従つて現在といたしましては、本名、上田地点は東北電力に開発させる。それ以上の地点については一応開発株式会社で適當ではないかと通産省としては考へております。ただこの点につきましては、御承知のように、経済審議院にございまして電源開発調整審議会が開発会社の開発地点を決定することになつておりますので、最終的にはそこで決定するものとして考へております。

○米田政府委員 建設省といたしまし

ては、たゞいまお尋ねの水利権に關しましては、今年二月十三日に福島県から建設大臣に於て新水利権の稟向がございまして、すでに出ておりましたのを、七月二十五日に閣議の了解事項が決定いたしましたので、その閣議了解事項に基きまして、新水利権の認可を福島県知事にあてて八月四日に指令を出したのでございます。これは上田本名の問題でございまして、それより上流の關係につきましては、たゞいまお話がありましたように、電源開発調整審議会において決定をせられると思ひます。建設省といたしましてはその方針に基いて水利権の処置をいたしたいと考えております。

○今迄委員 外務大臣に対する同僚議員の質問があるので、私は一点だけで打ち切りますけれども、この只見川の本名、上田の問題は、経済安定委員会において大きく取上げられておるが、わが通産委員会としても重大な問題であると思ひます。そこでこれらの問題をめぐる審議会への四億という調査費の交付、並びに十二億の金の行方、さらにはまた公益事業委員会の廃止と新しい公益事業局との関連、さらにまた電源開発会社設立、当時の法案審議の過程においては、本名は開発会社の開発予定地となつていたものを、明治二十九年河川法制定以来初めての強権による水利権の強奪をやつたことなど、私はどうも公益事業委員会を廃止し公益事業局に転換するというような過渡期においては、国民の疑惑の種となるものが電気事業には数々あるのであるから、私は本日は通産大臣にひとつこれらの問題を御検討願つて、関連ある通産省の電力行政の過去におけるこれ

らの事実を御調査願うことを通産大臣に申し上げ、私どもの方の資料に基いて経済安定委員会なり、当通産委員会なりにおいて大臣から責任ある御答弁をお願いしたいと思ひます。要するに私は、通産委員会としてはこれらの紛争をなくするためには、この際本名、上田の上流を開発会社がやるといううなことでなく、東京電力並びに東北電力等の対立する同社の紛争解決のために、これをこの際開発会社の帰属とするといううな、根本裏面的な対策を通産省はとられないものかどうか。この点について一言だけお伺ひして、爾余の点はまた時をあらためて御質問申し上げますから、通産大臣初め関係諸さん方は、ひとつ十分御調査をなさつて御答弁の用意をしていただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 いろ／＼私の方で準備をいたしますが、但し通産省といふことは、すでに水利権が東北電力に行つておるのをごいまして、水利権の行つておるものについてこの許可を与える、こういうことであります。そのことについては、申し上げませんが、調べておるのであります。従つてこのように二つの条件等もつてあるものでありますから、いづれあとのことは、詳しいことは調べました上で御返事申し上げます。

○坪川委員長 宇田耕一君。
○宇田(耕)委員 私は日本の共産黨國に對する輸出貿易對策について、外務省關係のことについて外務大臣にお尋ねしたい。共産黨國に對するところの輸出貿易について、アメリカその他の諸國と今までどういふふうな交渉をせられたか、その内容についてお伺

いたしたい。
○岡崎國務大臣 これは多くの部門におきましては、各國の間に嚴重なる機密保持の約束がありまして、その内容を申し上げることは差控へなければならぬけれども、大筋におきましては、われ／＼はかねてからどの國が比較的緩んだ方針をとり、どの國が比較的嚴重な方針をとるなどということのないように、各國の歩調を一致しなければならぬという主張をいたしております。その結果、各國が行われまゝする會議等がありまして、分なる討論をいたさなければならぬ。もとより各國歩調を一致するといつても、各國の輸出品、輸入品等はおのづから異なると思ひますから、具體的に全部が同じ画一でという意味でないけれども、日本側としては日本側の輸出品もあり、輸入を希望するものもある。その程度とか、いろ／＼の状況から見て、大體において各國の足並がそろつていこうという努力をいたしておるのであります。

○宇田(耕)委員 最近十一月十五日のUP電によりますと、コムに日本が加盟したといふことを伝えてあります。それについて具體的な内容の発表が全然ありません。會議そのものの性格、その目的とか等について外務大臣からお答え願ひたい。

○岡崎國務大臣 日本は、先ほど申しましたような趣旨で、最近歐洲におけるこの種の會議といひますが、これの會員となつて、ただいまいろ／＼協議をいたしております。しかしその内容等につきましては、これも今申しました通り、各國において嚴重なる機密保

持の約束のもとにやつておりますので、その経緯等は、ただいまのところ発表することのできない部門が大部分であります。私自身もそうよくは知つておりませんが、その中のどこが発表してよいもので、どこが発表して悪いものかよくわからないのであります。(「そんな外務大臣はない」おかしにいじやないか」と呼ぶ者あり)とにかくこれは非常に機密的なもので、外務大臣といへども何から何まで知つていゝといふわけには行けません。こういう問題の細目は、外務省の所管というよりは通産省の所管でありまして、その専門家の意見を聞いて行動するのが當然であります。外務大臣が何でもかんでも知つていゝといふふうにお考えになつたら非常な間違ひでありまして、外務省は大筋のことしか知つておりません。以上のようなことで、こまかい点はむしろ機密保持等に觸れる点が多いので、ここに経済局長も来ておりますから、そういう点は経済局長等からお聞き願ひたいのであります。大筋に言へば嚴重なる機密保持の約束の上で行われてゐる會議であります。

○宇田(耕)委員 秘密保持といふことは、私もわかります。そのかわりわれわれも、國民としてわれ／＼の輸出といふことは生命線と考えております。われ／＼の生命をいかに確保するかという点について、秘密といふものはどの限界までが秘密を要するものであるかというこの判断は、國民としてはみづからすべきものではないかと考えております。従つて國會において発表できない秘密を、だれの責任において諸外國と交渉し契約し得るかというその点について、外務大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 このいろ／＼な話合の経緯等につきましては、機密を保持することになつております。しかしながらこの結果どういふものが輸出制限をされるときか、どういふものが禁止をされるときか、どういふものは自由であるとかいふことは、もちろん國民は當然知るべきであります。そういう点については、通産省等からその都度発表してゐるわけでありまして、

○宇田(耕)委員 私は、この秘密を要することについては、秘密会でめづつてございまして、必ずしも公開をしないうもよいと思ひます。問題を集約いたしましては、コムだけの會議の経過あるいはコムの一審重点は貿易品目の内容と思ひますが、貿易品目の内容について各國に違ひがあると思ひます。従つてその間においてはたゞして日本が差別的な待遇を受けておるかおらないかという点は、非常に重要な点と思ひます。そういう点について、公開することとができれば秘密会を委員長において開いていただいて、われ／＼に内容を公表していただきたと思ひますが、その点はどうか。

○坪川委員長 速記をやめて。
(速記中止)
○坪川委員長 速記を始めてください。黄田政府委員。中共の貿易に關しましての御質問が主だと存じます。が……。

○宇田(耕)委員 ちよつと待つて下さい。局長は私の質問の要点がよくわからぬかもしれないから申し上げます。要するに私の要点は、中共との貿易というふうなことではなく、世界的

第一類第十一号 通商産業委員會議錄第九号 昭和二十七年十二月十三日

に共産國に對する輸出統制の委員

會、すなわちコム、そのコムの中

に、各國が共産國に對する協定品目

表があるわけだ。それにおいて、英

米その他に許されておる協定上の品目

が、日本の場合において同一に待遇さ

れておるかどうかが重要な点であ

ります。従つて各國に許可されてお

る品目表をわれ／＼に提示してもら

たい。また日本の許可されておる品目

の内容もここに明示されたいというの

が論点であります。各國の共産國に

對する輸出品目——中共と限定する必

要はない。中共に對するお話をらば、

またあらためて伺います。私の要

品目について、各國がどういふ態度を

とつておるか。日本が差別待遇を受

けておるかおらぬかということを知る

ために、具體的な品目を提示してもら

たいというのです。

○貴田政府委員 自由諸國間において

共産國に對する輸出品目について差別

があるかないかという御質問でござ

いますけれども、わが國は輸出貿易管

令の別表第一に載つておりますものに

關しては、これを一應管理してござ

います。そのリストがよその國に比べ

てでこぼこがあるかないかというこ

とが御質問の中心かと存じますけれ

ども、それは一定のリストがあつて、各

國がそれをやつておるといふものでは

實はないのであります。従つて各國が

ばら／＼になつて、そこにこぼこが

あるかないかということが中心になる

わけでありまして、それがどういふ状

になつておるか申しますと、日本の

方は今まで輸出貿易管令といふもの

広いのです。それでおそらく他國に比

べましては少し日本の方が嚴重な統制

をやつていふやしないかという疑いの点

はあるのであります。従いましてその

でこぼこをなくしようというのがわれ

われが今やつております努力でござ

います。従いましてその努力の結果、あ

る品目に關しましては、もうそれを統

制品目から落すという品目があります

ことは御承知の通りであります。その

でこぼこをさらに必要ならばもう少し

地ならしをいたしまして、均一なもの

にいたしたいということで、なお努力

しておるような次第であります。

○宇田(耕)委員 でこぼこがあるか

いかにということの調査をする方法は

どういふ方法でやるのですか。

○貴田政府委員 たとえて申します

と、イギリスがどういふものをやつて

おるだらうかということをやつて

方にも聞き合はせて連絡をとると

か、あるいは先ほど大臣から御答弁が

ございました通り、歐洲にでました

非公式な委員会とかいふものとも連絡

をとらまして、比較いたしてござ

います。

○宇田(耕)委員 そういたしますと、

先ほど大臣の言われたコムに加盟す

るといふことの意義はどうなものでし

うか。

○貴田政府委員 非公式な委員会が

ございますので、そこで各自由諸國が

やりますので、お互いどの程度のことを

やるべきであるか、またたとえば國に

よつて差異をつけることが必要かどう

か、あるいはでこぼこがあるかどう

か、その調整をするという大きな目的

常に抽象的ですが、コムへ日本が加

盟をして、いつ幾日にどういふ會議を

開いて、だれが出席して、どういふ討

論内容をしたかということを開かせて

いただきたいと思います。

○貴田政府委員 そういう点は先ほど

来申し上げました理由によつて——私

が申し上げたわけではございません

が、公表をはばかるという点がござ

いますので、秘密会では申し上げる

ことができないと思ひます。

○山手委員 私は一点外務大臣にお伺

いをしたいのですが、機密保持の約束

があると言われるが、そういう機密保

持の約束をして一定の國際的なとき

に日本が参加する、吉田さんは秘密

外交じやないかと繰返して言つておるの

であります。この場合やはり一種の

秘密外交になると思ふ。國民に知ら

れないような内容のものを政府がか

つて締結しておいて、これは機密保

持の約束をしておるのだ、これはどう

いう意味なのですか。私は外務大臣に

率直にこの点について説明をしていた

きたい。

○岡崎國務大臣 秘密外交とか秘密外

交でないとかいふ議論は非常に大きな

問題になります。外交交渉ばかりで

はありません。普通の商売の交渉でも

何でもそうでございませうが、すべ

てのことを全部公開してやつておるこ

とは、今までもどこでもないとはい

ません。しかしながらそれを世界中全部

の國が秘密外交をやつておるのかと

おしやれば、そういうことも言えるか

もしれません。大筋については國民の

了解を得て、細目の点については各國

とに今度の非公式なただいま經濟局長

の言ひました歐洲の會合等につきま

しては、各國ともに非常に嚴重に機密保

持をいたしておるのであります。日

本だけがいたしておるのではないので

あります。また日本が加入する前から

非常に嚴重な取扱いをいたしておるの

であります。これを秘密外交とおし

やるならばおしやつてもしかたがあ

りませんが、各國がみなやつてい

ることであつて、別に日本だけがやつ

ておることではないということをおし上

げておきます。

○山手委員 今の大臣のお話で私は了

承しない点があるものであります。大筋

だけは國民に了承していただければ

というお話であります。この問題に

ついては大筋どころか小筋も何にも

表してない。これはたいへんなこと

なものであります。ことに日本の貿易

の消長といふものは、今日通産省所

管の日本の産業界の消長に由来してい

るところなんです。それを外務省が握

ておつて、通産省の方は外務省の方

に何かはねかり、外務省の方は、こ

まかいことは通産省だといふような

ことではござらぬか。大筋どころ

か小筋もわからぬ、もう少し大筋

をお話願ひたい。

○岡崎國務大臣 大筋はしば／＼い

ろの委員会でも申してあります、本

議でも申してありますのでありますが、

念のためここで繰返して申せば、第一

は、朝鮮事案が起つてゐる間は、われ

われ自由主義國家の一員として、こ

れに日本のような朝鮮事案の帰趨が日本

の國內の平和と安全に重大なる關係を

措置をとつて、その結果朝鮮事案が長

引くようなことのないように、あらゆ

る方法を講ずべきである、これが大筋

であります。従つていふやうな戦力の

増強になるようなものは輸出をいた

さない、こういう大筋はすでに再々申

してあります。そしてその中の中筋く

いのところでは、その實際の方法とし

ては、各國のお／＼輸出品も違へば輸

入品も違ふから、多少のでこぼこはあ

るだらう。たとえばある種のものを出

出できても、ある國では輸入できない

といふ場合もありましようから、實際

の取扱ひについては違ふ場合もあり

しようけれども、その方針としては輸

出制限とかいふ場合にもできるだけ各

國の足並をそろえて行つて、そのため

に日本としても歐洲の非公式な會合に

も参加すれば、また各國ともいふ／＼

直接話合ひをいたしてゐる。さらにそ

の小筋である一々の品目についての討

議その他の内容については、これは各

國で話合ひの結果機密を保持するとい

う約束をやつてゐるのであるから、こ

の点は発表を差控える、こういうのが

大筋の筋であります。

○加藤(清)委員 關連して……秘密

であるとかないとかいふことは別問題

といたしまして、外務大臣はいつも独

立したとおしやいます、独立した

今日においても、輸出あるいは輸入の

問題について非常に制限があります

が、これについて大臣さんはどのよう

に考えていらつしやるか。(笑聲)それ

をひとつぜひ承らせていただきた

い。皆さんお笑ひのようでございますが、

實例をもつてお示ししたいと思ひま

ついても大きな地位を占める糸への原料輸入についてでございますが、ドレーパー・アンド・カンパニーなるものがでんと控えておつて、そのおかげをこうむつたこともありますが、そのおかげで損害をこうむつたことも多大なものです。綿についてもそうです。この間中操短ということが盛んに言われておりまして、米綿が十分に輸入されないからやむを得ず操短しなければならぬ、制限以外の落綿を購入して余命をつないでいるという状態です。それから今中共貿易のことが問題になつておつたようでありまして、われ／＼がそのこと貿易をすれば、必然的にスミースに入るころの紡織に使う重慶の豚毛でございますけれども、これがどういふ風の吹きまわしか、アメリカを通じて買えない、独立しない以前ならばいざ知らず、独立した今日においてはおそろしいことが行われているとすれば、これは完全独立とは言えない。ただいま大臣さんのおつしやいましたように、足並そろえておつしやいました、足並そろえるどころか、われわれの方ではより／＼歩きで、あとからくついで行くことしか考えられない、これについてどういふ状態が一体いつごろ解決できるものか、その目途なりともお示し願いたい、こう思うわけでございます。

○岡崎國務大臣 われ／＼の方では外務省にも経済局がありますけれども、実際にたえば綿をどこから買うとか、どういふ交渉で買うとか、それがどうなつておるかという点については、所管は当然通産省であります。わ

れわれの方は先ほど申ししたように、できるだけ貿易を促進するような措置を講ずる、また輸出制限等をする場合には、各国で足並をそろえるという、そういう基本方針のもとに、あとは通産省から材料をもらつて、それがたとえ輸出貿易の促進にはどこに障害があるかということがはつきりわかりますと、それに基いてその障害を排除くべく交渉するのであり、また輸出制限についても各国で足並をそろつていないという事実が発見できれば、それに基いて足並をそろえるように交渉するのがわれ／＼の役目であります。今おつしやつたような、アメリカの綿が来ないということにかりになつておれば、その原因等は私よりも通産省の方でまず調べて、そしてそれをわれ／＼の方で是正するべく努力をいたすわけであります。従つて今の具体的なことは、私はただいま伺つただけで承知できませんが、そういう方針で外務省はできるだけわれ／＼の経済の発展に役立つように考えております。但し中共貿易につきましては、先ほど申ししたように朝鮮事案の行われておる間は、少くとも相手方の戦力増強にならない措置は、これははじめにとらなければ、いたすに朝鮮事案を長引かせる結果になると思ひます。少くとも私はそう信じておりますので、足並をそろえると同時に、各国とも約束のものは厳重に統制するように希望しておるわけであります。

○宇田(耕)委員 ただいまの質問に対する外務大臣の御答弁はよくわかりました。われ／＼の共産圏国に対する輸出の根本方針は戦略物資にあらず、非戦略物資の輸出であるということが

前提条件であります。戦略物資の輸出を討論しておるわけではございません。共産圏国に対するところの輸出統制というものの内容は、非戦略物資を前提としてここで討論しておりますから、外務大臣の答弁はわれ／＼と同一線上で話しておるということをお前提にしておなければなりません。従つてコムのござきものの存在の理由というものは、非戦略物資の範囲がどうであるかということの討論内容だと思ひます。コムの性格は非戦略物資をいかにしてわれ／＼が出すのに、各国とも歩調を合はす方法をうまく持ち合うかというところだと思ひます。従つて私は国を代表してコムへ参加された方々とはまた異なるか、それを聞きたいと思ひます。それはロンドンで十一月十四日に英国の当局が発表しておる。日本が言えないということはないでしょう。

○貴田政府委員 非戦略物資の輸出の問題だとおつしやつてくださいます。たことは非常にありがたいことでありまして、しからばそれを非戦略とし、それを戦略とするかということが実は議論の対象なのであります。非戦略物資に關しましては、これは非戦略物資ということができるけれども、輸出し

やはり先ほど申し上げましたことと同じ理由で、私はこれを公表できないのでございまして、イギリスでだれがどこにいふ行つたということは新聞電報があつたかもしれないけれども、それはおそろしくオーソリテイクなものではございません。

○宇田(耕)委員 それではコムの性格として、その會議に出席するものは各国とも全部官吏でありますかどうか。

○貴田政府委員 大体官吏でござい

○宇田(耕)委員 私は、日本の輸出が行き詰まつて、国民が生きていかぬかの境目にいるときでありますから、輸出の大口にまともに行き得る所として、非戦略物資を共産圏国へ出すということが非常に重要なポイントになつて来ていると思つております。西ドイツにおいても経済省の中にコム委員

れわれ役人もすべて国民の公僕であつて、国民の意向によつてやつておるのであります。従つて役人は国民の代表者でないというわけにも行かないと思ひますが、事実機構の点からいいますと、また日本の国内の制度からいいますと、今のところそういうことはむづかしいような気がしますが、これはよく考へてから御返事をいたします。

○宇田(耕)委員 私はこういう輸出貿易に対する各国の重要な會議に限りがないようにする方がよいと考えます。従つて官吏をもつて国を代表せしむる場合も、もちろんわれ／＼は国の代表としてこれを認めることは当然であります。しかしこのような經濟問題の具體的処置に關しての打合會に關する限りは、私は官吏だけでその判断をし切るものではなく、民間のそれ／＼のエキスパートをそれに含めることを必要とするし、またそうすることによつて国民の眞の考え方がその會議に反映し得るものと考えます。そういう意味において、官吏は国民の代表ではないというふうな論点をここに持ち出して

○岡崎國務大臣 実は私はその代表の氏名を発表することが約束以外であるかどうか知らないのです。經濟局長の方で今知つておれば何ですが、知らなければ取調べてお答えすることにいた

します。
○宇田(耕)委員 経済局長わかつてお
りますか。
○黄田政府委員 なぜ名前が必要かと
いうことが実はわからないのです。

○宇田(耕)委員 わからないものを
ここで話しをしてもしょうがない。
輸出というものはそう軽々しくやるべ
きものでなく、非常に重要な問題と私
は思っております。従つて日本の共産
圏国に対する輸出についても、その会
議に出席する者の責任は重大であると思
つております。従つてそれに対して
外務省としては省としての責任を持た
なければならぬのに、その出席した
官吏の名前すらわからないということ
は私にはわからないことです。そんな
会議ならここで続ける必要はない。

○黄田政府委員 私が申し上げたのは
人の名前を知らないで申し上げたので
はないのであります。どういふ人が出
席したかということ、なぜにしかく
お聞きにならないればならぬかとい
うことがわからないのです。
〔生意氣だぞ〕それは失言だ〔取
消せ〕と呼びその他発言する者多
し〕

○坪川委員長 この際委員長から黄田
局長に申し上げますが、ただいま黄田
局長が御発言になりました点について
は、国政調査をいたします当然の国会
の問題に對してやや不穩当と思わ
れますので、取消しを命じます。
○黄田政府委員 ただいまのところは
取消します。

○岡崎國務大臣 この問題はさらによ
く取調べましてお答えをいたします。
○宇田(耕)委員 質問に對して答えて
くれればいいので、私の質問の仕方が

どうということはいらぬことだ。国会
に對する侮辱だと思ふ。われ／＼は何
も個人として言つてゐるのじやない。
その点はよく考へていただかないとい
けない。コムに對する出席者につい
てはこの会で発表することはできない
という外務大臣のただいまのお話であ
りますから、この問題に關する限りは
この程度で打切つて次会に譲りたいと
思ひます。

もう一つ外務大臣にお聞きしたいの
ですが、貿易政策上中共の商況その他
を知りたいために、中共向けのパスポ
ートを発行していただきたいという意
見が多いのですが、これに對する外務
省の見解を承りたい。

○岡崎國務大臣 正直に申し上げます、
私は原則としてはパスポートを発行し
たくないものであります。なぜないかと
申しますと、もう御承知だと思ひます
が、中共からは北京放送等で、日本に
對し暴力革命を煽動するやうな放送が
始終行われておるのであります。また
大體の様子は、あらゆるものの統制の
もとにありまして、現に査証なくして
行つた人の歸つて来てからのいろ／＼
の言動は、非常に國民をまどわすや
うなものがあつたことは事実でありま
す。従ひまして行く人がどなたである
というところでなくして、こういうた日
本に對して非常に暴力革命を煽動する
やうな放送を行つておる國に對して、
政府が旅券を出す。旅券を出すという
ことは、各關係の國の官憲に對して、
日本國民の保護と便宜供与を与えても
らうものであつて、つまり日本政府か
ら正式にこれらの者に對して十分に
なとりはかりをしなくてはならないこ
とを依頼するものが旅券であります。中

共政府がそういうやうな放送を行つた
り、あるいはまたもつとむずかしく言
へば、中ソ同盟条約等で、少くとも日本
をある意味の仮想敵國のやうに取扱つ
ておる國に對して、政府が正式に旅券
を出して、その便宜供与その他を依
頼して行くといふことは、形からい
てもはなはだおもしろくないし、また
實際に査証なくして行つた人が、國內
において發表しましたら／＼の言動
等は、新聞にも出ておりますが、今中
共地区に抑留されておる人たちが、今
も、たちまち反駁を受けて、決してわれ
われは喜んで中共地区にゐるんじやな
いといふやうなことも伝えられて來て
おりまして、結果において、日本の國
の利益を増進するものとは考えられな
いのであります。従つて単に通商上
——通商といふことは、今おつしや
つたやうに、日本の經濟からいへば重
要なことでありますから、もちろんわ
れわれも非常な関心を持つて、特に經
濟外交などという言葉さえ使つておる
くらいでありますけれども、日本全體
の利益から考へてみれば、旅券を出し
て通商上の交渉をするといふことも、
これは中共との間の貿易促進にはもち
ろん非常に役に立つことであることは
万々承知しておりますが、全體の利益
から考へると、私は正直に申ししまし
て、旅券を出したくないのでありま
す。しかしながらこれも朝鮮の事案が
片づくといふことになりますれば、ま
た中共側の態度もかわつて參るかもし
れないのであります。ことに最近引揚
者の問題が出て來ておりまして、これ
につきましましては、旅券を出すといふこ
とが前例になるといふ心配もありま
すし、また行つた人が必ず引揚問題だ

けで、ほかの問題には何にも關係せず
に歸つて來られるかどうか、これもわ
かりません。しかしこの場合は、抑留
されておる人たちが何万何千かわか
りませんけれども、とにかくその人た
ちが歸つて來られるといふことである
ならば、國內の家族のことも考えなけ
ればならぬし、引揚げ問題
については、旅券を出して人をやらな
ければどうしても引揚げができないとい
ふならば、この出したくないといふ
氣持も押え、原則も曲げて、旅券を出
て、事と次第によつては、絶対に旅券
を出さぬといふわけではもちろんあり
ませんけれども、ただいまのところ、
こういう朝鮮の事案もある現在である
し、しますから、原則的に旅券を出すか
出さぬかといふことを御質問になれ
ば、私は旅券は出したくない、出さな
い氣持である、こう申し上げざるを得
ないのであります。

○宇田(耕)委員 私は、今の外務大臣
の御所見はよくわかりました。ただ香
港あるいはインドその他を通じて、日
本人が最近相當、いわゆるやみとい
いますか、正式のパス・ポートを持
つて、クツションをとつて、向うへ入
國してゐるのが非常に多い現状であり
ます。外務省でパス・ポートを発行さ
れないと申しまして、實際は商用その
他で向うへずいぶん行つて、どん／＼
見を發表いたします。すべて商売に差
迫られると、現実としては／＼の
法治国としてあつて、その現実の動
きがあるのに對して、その現実にあ
うやうな臨機措置をとる方針があるも

のでしようか、何
いいた。
○岡崎國務大臣 法治国としてとい
うお話、まことにこつともでありま
して、開き直つて申せば、だから旅券法
を改正しなければならぬじやないか、
こういう議論にもなるのであります。
しかしながら旅券法を改正して、必ず
ビザがなければ行けないといふことに
非常に嚴重にいたしますと、この場
合はともかくとして、一般に、たとえ
ば南アフリカのある國へ行つて、ちよ
つとその隣の國へ行つてみたいとい
ふときに、旅行者が商売上の必要その他
で行くのに、一々非常に煩瑣な手續を
して、本国政府まで電報を打つたりし
て、何日か待つて、ようやくビザを取
付けて行くといふやうなことで、旅
行者に對して非常に不便である。従
つてこれはもう刃のやいばみたいなも
で、片方を押えれば、ほかの無罪の人
も非常に苦勞をするといふこともあり
ますから、なか／＼これは考慮を要
すると思ひます。また實際に行くと
いふことは、われ／＼としてははなは
だ遺憾なことでありまされるけれども、
かし日本が中共の官憲に對して、
中共政府がいかなる放送をやり、い
かなる氣持でゐるのかもかわらずに、そ
の人たちの保護や便宜供与等を正式に
依頼すること、それでなくして、政府
は知らないけれども、行つた者があ
る。しかし旅券法の建前からいへば、
それを処罰することも今のところはで
きないのだ。事実上のやうな行為を
うやうに取締るかといふことになる
と、これは／＼考へさせられる点
があるのであります。遺憾は遺憾で

けで、ほかの問題には何にも關係せず
に歸つて來られるかどうか、これもわ
かりません。しかしこの場合は、抑留
されておる人たちが何万何千かわか
りませんけれども、とにかくその人た
ちが歸つて來られるといふことである
ならば、國內の家族のことも考えなけ
ればならぬし、引揚げ問題
については、旅券を出して人をやらな
ければどうしても引揚げができないとい
ふならば、この出したくないといふ
氣持も押え、原則も曲げて、旅券を出
て、事と次第によつては、絶対に旅券
を出さぬといふわけではもちろんあり
ませんけれども、ただいまのところ、
こういう朝鮮の事案もある現在である
し、しますから、原則的に旅券を出すか
出さぬかといふことを御質問になれ
ば、私は旅券は出したくない、出さな
い氣持である、こう申し上げざるを得
ないのであります。

○宇田(耕)委員 私は、今の外務大臣
の御所見はよくわかりました。ただ香
港あるいはインドその他を通じて、日
本人が最近相當、いわゆるやみとい
いますか、正式のパス・ポートを持
つて、クツションをとつて、向うへ入
國してゐるのが非常に多い現状であり
ます。外務省でパス・ポートを発行さ
れないと申しまして、實際は商用その
他で向うへずいぶん行つて、どん／＼
見を發表いたします。すべて商売に差
迫られると、現実としては／＼の
法治国としてあつて、その現実の動
きがあるのに對して、その現実にあ
うやうな臨機措置をとる方針があるも

のでしようか、何
いいた。
○岡崎國務大臣 法治国としてとい
うお話、まことにこつともでありま
して、開き直つて申せば、だから旅券法
を改正しなければならぬじやないか、
こういう議論にもなるのであります。
しかしながら旅券法を改正して、必ず
ビザがなければ行けないといふことに
非常に嚴重にいたしますと、この場
合はともかくとして、一般に、たとえ
ば南アフリカのある國へ行つて、ちよ
つとその隣の國へ行つてみたいとい
ふときに、旅行者が商売上の必要その他
で行くのに、一々非常に煩瑣な手續を
して、本国政府まで電報を打つたりし
て、何日か待つて、ようやくビザを取
付けて行くといふやうなことで、旅
行者に對して非常に不便である。従
つてこれはもう刃のやいばみたいなも
で、片方を押えれば、ほかの無罪の人
も非常に苦勞をするといふこともあり
ますから、なか／＼これは考慮を要
すると思ひます。また實際に行くと
いふことは、われ／＼としてははなは
だ遺憾なことでありまされるけれども、
かし日本が中共の官憲に對して、
中共政府がいかなる放送をやり、い
かなる氣持でゐるのかもかわらずに、そ
の人たちの保護や便宜供与等を正式に
依頼すること、それでなくして、政府
は知らないけれども、行つた者があ
る。しかし旅券法の建前からいへば、
それを処罰することも今のところはで
きないのだ。事実上のやうな行為を
うやうに取締るかといふことになる
と、これは／＼考へさせられる点
があるのであります。遺憾は遺憾で

のでしようか、何
いいた。
○岡崎國務大臣 法治国としてとい
うお話、まことにこつともでありま
して、開き直つて申せば、だから旅券法
を改正しなければならぬじやないか、
こういう議論にもなるのであります。
しかしながら旅券法を改正して、必ず
ビザがなければ行けないといふことに
非常に嚴重にいたしますと、この場
合はともかくとして、一般に、たとえ
ば南アフリカのある國へ行つて、ちよ
つとその隣の國へ行つてみたいとい
ふときに、旅行者が商売上の必要その他
で行くのに、一々非常に煩瑣な手續を
して、本国政府まで電報を打つたりし
て、何日か待つて、ようやくビザを取
付けて行くといふやうなことで、旅
行者に對して非常に不便である。従
つてこれはもう刃のやいばみたいなも
で、片方を押えれば、ほかの無罪の人
も非常に苦勞をするといふこともあり
ますから、なか／＼これは考慮を要
すると思ひます。また實際に行くと
いふことは、われ／＼としてははなは
だ遺憾なことでありまされるけれども、
かし日本が中共の官憲に對して、
中共政府がいかなる放送をやり、い
かなる氣持でゐるのかもかわらずに、そ
の人たちの保護や便宜供与等を正式に
依頼すること、それでなくして、政府
は知らないけれども、行つた者があ
る。しかし旅券法の建前からいへば、
それを処罰することも今のところはで
きないのだ。事実上のやうな行為を
うやうに取締るかといふことになる
と、これは／＼考へさせられる点
があるのであります。遺憾は遺憾で

のでしようか、何
いいた。
○岡崎國務大臣 法治国としてとい
うお話、まことにこつともでありま
して、開き直つて申せば、だから旅券法
を改正しなければならぬじやないか、
こういう議論にもなるのであります。
しかしながら旅券法を改正して、必ず
ビザがなければ行けないといふことに
非常に嚴重にいたしますと、この場
合はともかくとして、一般に、たとえ
ば南アフリカのある國へ行つて、ちよ
つとその隣の國へ行つてみたいとい
ふときに、旅行者が商売上の必要その他
で行くのに、一々非常に煩瑣な手續を
して、本国政府まで電報を打つたりし
て、何日か待つて、ようやくビザを取
付けて行くといふやうなことで、旅
行者に對して非常に不便である。従
つてこれはもう刃のやいばみたいなも
で、片方を押えれば、ほかの無罪の人
も非常に苦勞をするといふこともあり
ますから、なか／＼これは考慮を要
すると思ひます。また實際に行くと
いふことは、われ／＼としてははなは
だ遺憾なことでありまされるけれども、
かし日本が中共の官憲に對して、
中共政府がいかなる放送をやり、い
かなる氣持でゐるのかもかわらずに、そ
の人たちの保護や便宜供与等を正式に
依頼すること、それでなくして、政府
は知らないけれども、行つた者があ
る。しかし旅券法の建前からいへば、
それを処罰することも今のところはで
きないのだ。事実上のやうな行為を
うやうに取締るかといふことになる
と、これは／＼考へさせられる点
があるのであります。遺憾は遺憾で

あるけれども、またこれは別な意味も
ありますから、今のところはしばらく
様子を見てみよう、こう考えておるわ
けであります。

○宇田(新委員) ただいまのパス・ポ
ートの発行については、外務省の方針
というものはわかりましたが、たとえ
ば西ドイツにおきましては、中共との
取引について、ベルリンに代表を招致
して、ベルリンにおいて中共の代表と
商取引契約その他を締結いたしてあり
ます。そうしてドイツの共産圏国に対
する輸出貿易を具体的に軌道に乗せて
おる。従つて私は、向うにパス・ポ
ートを持つて行かせることは、今のよう
な非常な御懸念があるとするれば、向う
の代表を東京その他に呼んで、商行為
のみについても、契約を軌道に乗せるよ
うな方法を外務省はとることができ
るかどうか、それについての根本方針を
お聞きしておきたいと思ひます。

○岡崎(新委員) 日本の国内に中共の
代表者を正式に置くということは、中
共との間に条約のない現在におきまし
ては、私はやるべきことではないと思つ
ております。また中共との間の取引に
つきましても、各国のおの／＼やり方が
ありまして、各国またおの／＼考え方
も違ひます。遠い国と近い国でも違ひ
ます。たとえば日本も非常に嚴重にや
つておるといふのでいろ／＼非難もあ
りますけれども、戦前におきましては、
アメリカも中共との間の貿易はずい
ぶんやつておりました。しかし今は
日本よりもさらに嚴重に取締つてあり
ます。もつともこれは貿易量全体から
言へば、中共との貿易は少いかもしれ
ませんが、しかしそれは各国おの／＼
そのやり方があるのでありまして、私

は非常に追従外交と言われております
が、やはり日本には日本のやり方があ
る。ほかの国でやつたら必ずその通り
やらなければならぬといふことでもな
いと思ひます。もつとも今お話の点
は、私は間違つておるかも知れませ
んが、私の了解してあるところでは、西
独にあるのではなくて、東独にあるの
だと思ひます。ただ東独との間の交通
がドイツ人の間ではかなり自由にでき
る点がありますものだから、それで
東独の方へ行つて話をしておつたの
いうふうな今までは了解しておつたの
ですが、あるいは今お話のように、西
独にもできたかも知れませんが、そ
れはまだ私自身は知らないのでありま
す。

○宇田(新委員) 西独には経済省の中
に東方委員会ができておるはずであ
ります。東方委員会というのは、共産
国に対するところの貿易のみを取扱
う政府の省の中の委員会でありま
す。従つて西独の中におけるところの共産
国に対する輸出、特にウクライナの小麦
等を食糧対策として輸入する、あるい
はドイツを通してイギリスへ持つて行
くという政策は、ドイツの貿易政策の
非常に大きな点であると発表されてお
ります。従つて経済省の中に東方委員
会、オスタグといふものがあると発表
されております。従つて私は西独の共
産圏国に対するところの地理的な、運
命的な経済交流関係に対する処置とい
うものは、われ／＼としては大いに研
究しなければならぬと思ひます。日本
の貿易が行き詰まらなければいいので
すが、これだけ行き詰まつて来たとき
に、西独ですらあれだけの努力を払つ
ておる現在を見て、私は外務大臣に何

らかのうまい手がないだろうか。われ
わがパス・ポートを持つて行くこと
ができれば、向うが来るという道
がもしあれば、それを何とかうまくや
つてやる手は打てないであらうか。商
取引をうまく軌道に乗せて、少しでも
日本の経済界をうまくする方法もある
のだつたら、外務大臣にお考えを願ひ
たい、こういうことです。別にあなた
に詰めて、どうこうというふうな
ことは絶対に考えておりません。それ
よりも敗れた国の西ドイツにおいて
ら、そういう政策があるのだから、そ
ういう点についてはわれ／＼はすなお
に話をして、外務大臣としては、それ
を調査をして、これは当然米英との交
渉があつた結果と私は思ひますが自由
国家群との交渉の結果できるとい
ふの機關については、われ／＼も同等
の機關を持つて得る権限を主張すべき
ではないかと考えますので、その点に
ついての所見をお伺ひしたいと思ひま
す。

○岡崎(新委員) これは私も多少研究
はいたしております。従ひまして今
申したように、今まで知つていたこと
るでは中共に対する機關は東独にあつ
たと了解しておるといふようなことも
申し上げたのでありますが、ドイツの
中の機關のことについては、また西独
等が今まで食糧につきましては、ほと
んど歐洲の共産圏から依頼して輸入し
ておつたような關係もありするし、
いろ／＼やり方はあると思ひます。
私は自分でもよくこれから研究もい
たしますが、また当委員会等の各位の
御意見につきましては、どうぞ腹藏な
くいろ／＼御意見を聞かしていただき
たい。私も決して自分のやること

が必ず全部正しくつていただと思つ
ておりません。御意見があれば喜んで
聞きまして、一番最善な方法、それは
國際的に見ても一番いい方法であり、
日本のあり方から見ても一番いい方法
である。かつ國民の一番重要な通商の
促進といふことにつきましていい方
法を、できるだけ考えて行きたい。こ
の点については虚心坦懐に御意見を伺
ひまして十分研究をいたしてみたいと
思ひますから、さよう御承知を願ひ
たいと思ひます。

○今澤委員 関連して伺ひますが、私
外務大臣のお話をずつと聞いておりま
したが、ちよつと不審なのは、通産大
臣の立場がそういう外務大臣の御答弁
ではたしてやつて行けるかどうかとい
うことをお尋ねしたい。

その第一点は、御承知のようにイン
ドの紡績が千二百万錠、パキスタンが
四十万錠と日本の綿工業、紡績工業
も、これらの諸国にはだん／＼出せな
くなつて、東南アジアの各国が植民地
的消費経済から漸次機械工業的な立ち
直りを見せておる現状から推移する
と、日本の輸出市場がまことに少くな
る。だから外務大臣にそれらの東南ア
ジア並びにスターリング・ブロックの
各国と日本の産業経済的な計画とがマ
ッチするように、どこ／＼にはこうい
う紡績機械を出すか、今度は紡
績は輸出できないかというふうな、業者
に自主的なパス・ポートを与えて折衝
させるか、それができなければ政府が
経済會議を開いて各国の業者を招い
て、おの／＼の國の経済事情と、日本
の輸出貿易をどう調整するかというよ
うな方針をとらざる限りは、いかに通
産大臣が国内産業経済をやろうとして

も不可能であるという結論になるわけ
です。だから私はこの際、通産大臣は
そういう貿易についての計画的なお考
えがあるかどうか、そういう連絡を外
務省は受けて、外務大臣としてはそう
いう國際會議的な貿易會議を開くと
か、あるいは招請を受けているとかと
いうような動きはないかどうか、外
務、通産両大臣にちよつとお尋ねして
おきたいのであります。

○小笠原(新委員) 私ども通産省とい
たしましては、外交交渉によりまして
國際經濟關係の円滑化をはかりたいと
いう趣旨から、たえず外務省とお話を
し、その力によつて展開をはかつてい
るのは、まず第一が通商航海条約締結
でありまして、そのことをまず第一に
やつていただきたい。その次はいわゆる
ガット加入問題でありまして、ガッ
ト加入をいたしまして、これはあま
り差別待遇を受けないガット加入を
願ひしてゐるのであります。またスタ
ーリング地域につきましては、いろい
ろ輸入制限を受けておりますので、こ
の輸入制限の緩和方についてお話をし
てゐるのであります。さらにオーブ
ン・アカウンツ地域との通商協定はこ
れを促進いたしますように、また協定
を円滑に実施いたしますように、それ
ぞれこういう地域について話をして
もらつてゐるのであります。特に東南
アジア、中南米等に対しましては、す
でに經濟使節も出ておりますが、今後
も經濟使節を出しますほか、事情調査
の事情に応じまして人を派遣しました
り、また向うから要求があれば、技術
指導に關しての人を送つてゐるのであ
りまして、これももつと強化して参り
たいと思つておるのであります。それ

からこの地域に對しまして経済開發の協力をいたしますか、あるいはプラント輸出をいたしますこと等について、いろいろ過日來御答弁申し上げたような、輸出入銀行等いろいろなことを今やられていることは御承知の通りであります。ドル地域につきましては、今のところはと申ししますか、少しサービスをする、トレード・サービス・ステーションといったものも少しふやして参るとか、あるいは日本の方から、たとえば生糸であるとかいうものは、そういった宣伝等に努力する。そういうことについて外務省の協力を得てやっているのであります。私も経済外交を強力に展開して行くといふことを申しているのは、その点でございます。實際の問題は漸次よく進みつつあるように思いますが、まだ遺憾な点もありますので、この点外務大臣にいつもお願いをしている次第であります。

○岡崎國務大臣 大休今の御答弁で尽きておりますが、一、二私どもの立場から申しますと、たとえば中共貿易などについて、おそらく委員諸君も通産省と外務省では意見が違ふじやないか、こうお考えになるだらうと思ひます。その点はいわゆるチエック・アンド・バランスで各省ともにおの／＼自分の主張を相当持ち出します。外務省としては、むしろ朝鮮事案のある限りは戦力増強にならないようにしなければならぬ。ところが総力戦になると、いかなるものが軍需物資かといふことはずいぶん議論があります。食糧がどうかといふことになるなか／＼限界がつかないものであります。われ／＼の方ではできるだけ戦力増強にならない

ように、通産省の方ではできるだけ日本の輸出、輸入の貿易を盛んにしたいという気持から来る。それをうまく調整されて、政府の一つの方針が出て来るので、初めから外務省も通産省も経済審議庁も一方に偏していたのではうまく行かない。いわゆるチエック・アンド・バランスで行くのが政府のあり方だと思ふのであります。従つて私どもが希望として述べること、通産大臣がお述べになることが氣持の上で違ふことがしばしばあるものであります。それが政府の方針としてまとまるときは、お互いに納得して話し合ひ、これで行くといふことになるわけでありまして。その意味で多少の違ひがあることは御承知願ひたいと思ひます。

な外務省等というお話がありました。私もそれができれば非常にけっこうと思ひますが、いかにせん、いまだ東南アジア諸国の間にはまた日本が経済侵略をするのではないかと、日本がリーダ・シップをして、ほかの国を植民地的な原料供給国にして、日本が生産品を送るというやうなやり方をしているのではないかと疑ひを住々にして持ちやすいものでありますので、日本側から提唱してそういうやうなことをするといふことは、この際ちよつと考へるのだと思つております。そのかわり、今通産大臣がおつしやつたやうな経済使節等は、費用はかかりすぎけれども、できるだけ出す。しかもこれは役人が行かないで、なるべく民間の事業家が行くといふことにしたい。また役人の方からいいますと、外務省の大使館とか総領事館——たとえ

ばインドネシアにしても、インドにしても、パキスタンにしても、あるいはタイにしても、通産省の職員を外務省で任命してこういうところに出しておられます。それで通産省との間の關係を円滑にして、双方の言ひ分が十分政策の方に現われるやうな努力をいたしております。

○宇田(耕)委員 私は通産大臣にお聞きしたいのですが、日本の官庁において、戦略物資であるのか、非戦略物資であるのかという考へ方が、省内でも必ずしも意見の一至しない点があるのではないかと思います。従つて許可等を与える場合に、特に通産省内の事務の滞りがちであります。そういう点について、少くとも貿易許可を迅速に与えるためには、戦略物資であるかないかといふことと、戦略物資でない場合において許可をすみやかにするといふ方針を推進していただきたいと思ふ。これが一点。

もう一つは、共産圏に對する貿易をおつくりがらないように、通産省は特に注意していただきたい。それからこつちから向うへ出かけることができない場合には向うの連中がこつちに来る、あるいは共産主義者でない中国人で、中国貿易の媒介となるやうな力を持つておる者が相当ある。そういう者を通産省の責任においてうまくまとめ、いわゆる上手に商売をするやうに通産省のサービスを願ひしたい、こゝう考へたい。この点について大臣の意見を承りたい。

○小笠原國務大臣 宇田さんも御承知の通り、戦略物資、非戦略物資の非常にはつきりしておるものは非常に明瞭ですが、あるものになりますと、その

ときの情勢によつては戦略物資等に加えられることもありまして、今の非戦略物資について中共その他へ出すことになつておりました。いろいろ／＼各国内でこぼれがあるといふさつきの話では、そういうところから来ておるのであります。従ひまして、私もといたしましては、以前はむしろ戦略物資の扱いを受けたもので、染料のようなものは、その後だん／＼話をしまして了解を得て、非戦略物資として輸出ができることになつたことはよく御承知の通りであります。だん／＼こういう点の緩和方に極力努めたい、このやうに考へております。

それから共産圏との取引をおつくりがなるというお話につきましては、これは別に私どもはおつくりがつておるわけではありません。ただ、いわゆる国連協力という一線はどうしても守らなければならぬので、その線に沿つてできるだけのことをいたしたい、かやうに考へておる次第であります。

さらに両方の貿易の媒介となるやうな中国人その他を上手に使つたらどうか。これは相手方をひとつよく調べまして、使ひ得る場合は今仰せの通りや、これはいゝわゆるケース・バイ・ケースで行くよりほかにないと思ひております。

○坪川委員長 山手満男君。

○山手委員 大分時間がたちましたので私は／＼と申し上げませんが、さつきの外務大臣のお話に関連して、通産委員会としては一言どうしても言つておかねばいかぬことがありますが、私は申し上げておきたいと思ふので、今、国際経済會議を日本が提唱すると、また経済侵略をするといふやうな誤解を受けるとか、いろいろ／＼国際的な経済外交を推し進めると吉田内閣は言つておりましたが、きわめて弱腰なお話のごさいます。私はこの点についてはどうしても理解が行かない。きよは外務大臣に大分言葉を荒れたやうな話になつて恐縮であつたのであります。實際をよく承知しておつていただくといふことは申します。私は、私はいつも数字を見て涙が出るのであります。国連の統計を見ますと、一九三七年を一〇〇といたしますと、日本の鉄工業生産は一体一三一の指数になつておる。これはイタリヤの一四二、西独の一二五、そのほか米、英、各国の経済復興、鉄工業の復興の割合を見てみますと、日本も生産力の拡充という面については、大体軌道に乗せて来ておつた。ところが今日、せつかくさういふ設備をつくつたものを、四割、五割の操縦をしななければいかぬといふことは何によつて起きるかと申すと、これは国連統計によつて外務大臣はよく御承知の通りであります。日本の貿易の復興の割合を見れば一番よくわかる。日本の一九三七年を一〇〇といたしまして、日本の貿易が今何になつておるかといふと、輸出が三六、輸入が四九でありまして、ところがイタリヤは何になつておるかといふと、輸出は一四一、輸入は一二四である。西ドイツは何ばかといふと、輸出が一三六、輸入が一三一である。フランスは輸出が二〇六、輸入が一〇五であります。英國は輸出が一六〇、輸入は九八に押えておる。米國は実に輸出が二三〇で、輸入を一二六に押えておる。この表は何を

物語つておるか。日本は戦前のわずか三十六、七から四〇というところで輸出入がバランスをとらせてある。ところがドイツにしてもイタリアにしても一四〇とか一五〇、アメリカは二三〇というような状態になつておる。片一方日本の鉱工生産は、二三一というふうなところまで一応順調な歩みを示して来た。ところが輸出も貿易も何もきかないから、日本は三十何ばというふうなところで操短なんかをやつて、せっかく国民の財をつぎ込んだものをみな遊ばせておる。そこに失業が起きており、国内不安が起きておる。宇田さんが今言つたところの、何ばあなたが旅券を出すまいと思つても、中共やソビエトやいろ／＼な所でも、死ぬるかわりにどうもしようがないというようなことで行く非常手段をとる人がある。だからコムの会議について、政府がどれだけの努力をしておるかということが、われ／＼通産委員会としてはもつと究明して、推進して行かなければならぬ大なき命題になつておる。外務大臣は国連協定やら行政協定でいろ／＼頭が一ぱいになつておられるので、貿易行政や産業行政のことには、おそろく頭がおまわりにならないと思ふのですが、しかし行政協定のことも大切でありまして、このままの状態で放置しておいたならば、これはたいへんな状態で、日本の国内から崩壊して行きます。私はこの数字をよく検討してもらいたいと思ふ。イタリアやドイツが一三〇や一四〇にも回復してあるのに、日本が今日なぜ三五や四〇そこ／＼で輸出入がバランスされておるか。私はこのことを解いていただきたい。これを解くこ

とが経済外交を強力に推進するということである。私も改進黨の方でもこの間からいろ／＼この問題を検討しておるのでありますが、どうも外務大臣があまりこの委員会にお出かけにならぬものですから、大臣は経済外交にうんとくちをつけておられて、極東経済会議でも提唱するならば、経済侵略のそしりを受けはしないかなどと考えられるのは、私はとんでもないことだと思ふ。さつきからのお話もありますから、私はこの委員会のおと理事会を開いて、この問題について委員長にさらにどうするかをはつきりしておいていただきたい。これを希望意見として一言申し上げておきます。

○坪川委員長 本日はこの程度といひ、次会は明後日十五日午後一時より開会いたし、ただいま審議中の法案並びに先日理事会において申合せいたしました化学肥料に関する件につき調査を進めたいと存じます。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時二分散会

第十五回衆議院通商産業委員會議録
第四号中正誤

頁 段 行

一一 一二 田中織之進君の次に木下重範君を加うべきの誤

第十五回衆議院通商産業委員會議録
第五号中正誤

頁 段 行

一一 一三 田中織之進君の次に木下重範君を加うべきの誤

一一 一四 の次に通商産業政務次官小平久雄君を加うべきの誤

昭和二十七年十二月十九日印刷

昭和二十七年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局